

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	河内町

河内町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 河内町農政課
所在地 河内町源清田1183
電話番号 0297-84-6975
FAX番号 0297-84-5622
メールアドレス sangyou@town.ibaraki-kawachi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カモ、バン・オオバン
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	河内町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
カモ、バン・オオバン	レンコン	723	66,213

※カモ、バン・オオバンによる被害について、鳥種の区別は難しい。

(2) 被害の傾向

蓮田が広がる下加納地区及び和銅谷地区を中心にカモ及びバン・オオバンによるレンコンの食害が、夏の生育期を除き年間を通して発生している。特に4月～5月にかけては、レンコンの新芽等の被害が、その後の生育において重大な影響を及ぼしている。

5月～11月は、地域に留まっているカモ等による被害が多く、12月～4月は、飛来するカモ等による被害が多いとされている。

また、S等重量規格の小さいものから食害され、重量規格の大きいレンコンに被害が広がる。食害されたレンコンは、かじられた部分から腐り、収量が低下する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害面積 (a) (内訳)		
カモ、バン・オオバン	723	662
金額 (千円) (内訳)		
カモ、バン・オオバン	66,213	60,626

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	取組なし。	今後の被害状況を踏まえて、捕獲体制を検討する。
防護柵の設置等に関する取組	レンコン農家各戸が補助事業を利用し、防鳥ネットの設置及び整備を実施している。	防鳥ネットの適切な管理のされていない圃場や未設置圃場において被害が多く、適切な管理の推進及び未設置圃場への設置普及をする必要がある。 また、侵入防止のほか追い払い等の被害防止対策を実施する必要がある。
生息環境管理その他の取組	取組なし。	鳥獣被害の拡大に対応するため、被害対策についての啓発を図る必要がある。

(5) 今後の取組方針

- ①鳥獣被害防止対策に向けて、関係機関との連携及び強化を図る。
- ②カモ及びバン・オオバンの飛来の誘引となるレンコン掘取時の残渣の撤去や放任果樹・野菜等の適正管理を推進する。
- ③地域ぐるみによる鳥獣被害防止のための環境づくりの啓発を図る。
- ④被害状況等を把握したうえで、防鳥ネットの整備については補助事業等を活用し、農作物への自衛対策を推進する。
- ⑤効果的な時期に有害鳥獣の捕獲実施を検討する。
- ⑥野鳥の羅網被害を防止するため防鳥ネットを適正に管理するよう、農家への普及啓発を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

カモの被害地区において、網による捕獲を実施するため、捕獲体制の整備について検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	カモ	狩猟免許取得及び鳥獣捕獲の担い手確保の推進をする。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまで捕獲実績がなく、対象鳥獣の捕獲等については、その年度ごとの被害状況を勘案し、今後適正に設定していく。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カモ	—	—	—

捕獲等の取組内容
下加納地区及び和銅谷地区において、網による捕獲を実施するため、最も効果が期待できる時期と方法を検討する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
河内町全域	<p>【許可権限委譲済み】</p> <p>カルガモを含む21鳥獣種</p> <p>(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的とする鳥獣の捕獲等の許可については、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み)</p>

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カモ、バン・オオバン	被害状況等を把握したうえで、補助事業等の利用により防鳥ネットの継続的な整備を推進する。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カモ、バン・オオバン	防鳥ネットの適切な管理を周知し、羅網被害を未然に防ぐ。 また、銃器等による追い払いについて最も効果が期待できる時期と方法を検討する。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

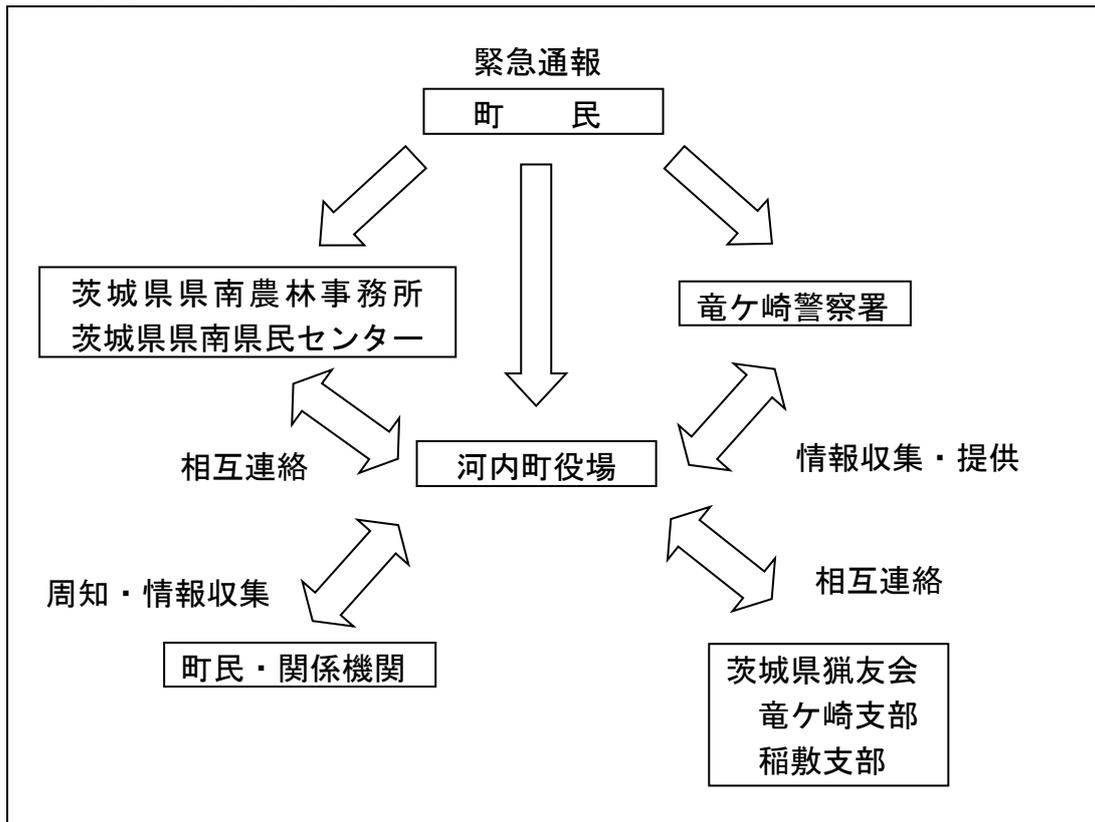
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	カモ、バン・オオバン	収穫残渣の処理、放任果樹や野菜等の撤去、耕作放棄地の解消等に取り組み、対象鳥獣を寄せつけない工夫をする。 生産部会や担い手農家に対して、鳥獣害対策の正しい知識を会得してもらうために、猟友会や専門家による研修会を開催し、地域の鳥獣害対策を推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
河内町役場	防災無線、広報車により町民へ周知するとともに、県及び警察署、猟友会と連携した対応を図る。
茨城県県南農林事務所	町と連携し対応及び本庁への連絡報告
茨城県県南県民センター	町と連携し対応及び本庁への連絡報告
茨城県猟友会 竜ヶ崎支部 稲敷支部	町と連携し対応を図る。
竜ヶ崎警察署	通報等に基づく対応(現地調査・パトロール等)

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則持ち帰り関係法令に従い適切に処理する。地形的要因等で持ち帰り困難な場合は埋設処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状利用なし。
ペットフード	現状利用なし。
皮革	現状利用なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状利用なし。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	河内町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
河内町役場 農政課	事務局担当と協議会に関する連絡調整、事務総括
J A 稲敷	被害情報収集、情報提供
河内町役場 生活環境課	被害情報収集、情報提供、被害対策
茨城県県南農林事務所畜産振興課	協議会への防除技術指導、被害調査連携
茨城県県南農林事務所 稲敷地域農業改良普及センター	協議会への防除技術指導、被害調査連携
茨城県県南県民センター 環境・保安課	捕獲許可、捕獲実施体制の助言
いばらき広域農業共済組合	被害情報収集、情報提供
J A 稲敷れんこん部 金江津支部	情報提供、被害対策
茨城県猟友会 竜ヶ崎支部 稲敷支部	情報提供、捕獲
被害地域地区代表	被害対策実施者、被害情報収集、情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
竜ヶ崎警察署	町が有害鳥獣捕獲を実施する際に事前通知を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現状設置予定はないが、今後の必要性について検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村との被害防止関係の情報の共有を図り、連携を高めることが必要である。